一般社団法人福島県卓球協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、 一般社団法人福島県卓球協会と称し、英語標記は Fukushima Table Tennis Association (略称 FTTA) と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県喜多方市に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、公益財団法人日本卓球協会の加盟団体として、福島県における卓球界を統括し、代表する団体として、 卓球の普及振興を図り、もって福島県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。
 - ① 卓球の普及及び指導並びに技術の調査研究に関すること
 - ② 指導者養成のための講習会及び研修会を開催すること
 - ③ 福島県卓球界を代表し、公益財団法人日本卓球協会(略称JTTA)及び公益 財団法人福島県体育協会に加盟すること
 - ④ 福島県の卓球選手権及びその他の競技会を開催すること
 - ⑤ 福島県の競技会を開催し、又は都道府県の競技会への代表者の選考及び派 遺並びに外国選手を招へいすること
 - ⑥ 加盟団体の行う事業運営の援助を行うこと
 - ⑦ 公認審判員及び公認指導者の資格並びに段級制を認定し、登録すること
 - ⑧ 競技規則を制定すること
 - ⑨ 卓球に関する機関誌及び刊行物の発行並びに情報発信を行うこと
 - ◎ 本条に定める事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業
 - ① 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

- 第5条 当法人の会員は、次の3種とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及 び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。
 - ① 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
 - ② 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
 - ③ 登録会員 当法人の目的に賛同して第6条第3項に定める登録申請を 行った者

(入会)

- 第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、社員総会において別に定める基準に従い、理事会において総理事の過半数による承認を得なければならない。
 - 2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出しなければならない。
 - 3 登録会員になろうとする者は、理事会が別に定める登録規程に基づく登録申請 書を提出しなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負 う。
 - 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - ①退会したとき。
 - ②死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - ③定期に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。
 - ④除名されたとき。
 - ⑤総正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - ①当法人の定款又は規則に違反したとき。
 - ②当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員として の義務に違反したとき。
 - ③当法人が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき。
 - 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、 これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第16条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。
 - 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第17 条第2項第2号又は第18条第3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以 外の事項は、決議することはできない。

(開催)

- 第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認めたとき。
 - ②総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から社員総会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき。
 - 3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集等)

- 第18条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを 決定し、会長が招集する。
 - 2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総 会を招集しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに 場所を示して、開会の日の1週間前までに(書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに)書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ 開催することができない。

(決議)

- 第20条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定 款に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、 出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、 総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
 - ①会員の除名
 - ②監事の解任

- ③定款の変更
- ④事業の全部の譲渡
- ⑤解散及び継続
- ⑥合併契約の承認
- ⑦その他法令又は本定款で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

- 第21条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ 通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は 他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
 - 2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、 その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をし たときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該 社員総会において議長を選出する。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した 議事録を作成しなければならない。
 - ①社員総会の日時及び場所
 - ②正会員の現在数
 - ③社員総会に出席した正会員の数(書面表決者及び電磁的方法表決者、表決 委任者を含む)
 - ④審議事項及び決議事項
 - ⑤議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
 - ⑥議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び出席した理事並びに正会員のうちからその社員総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は電子署名若しくは記名押印を しなければならない。

第4章 役員

(役員の設置等)

第25条 当法人に次の役員を置く。

理事3名以上30名以内

監事1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、当法人の代表理事とする。
- 3 理事のうち複数名を副会長、理事長、副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の決議によって選任する。
 - 2 会長、副会長、理事長、副理事長は理事会の決議により理事の中から定める。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 4 理事(清算人も含む)のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号に規定する一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

- 第27条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 2 副会長は、会長を補佐する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
 - 4 会長、副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第28条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。
 - ①理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
 - ②当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
 - ③理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - ④理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めると きは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - ⑤前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集 を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から 2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事 会を招集すること。
 - ⑥理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
 - ⑦理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
 - ⑧その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期 の満了する時までとする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 役員は、第25条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後に おいても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務 を有する。

(解任)

第30条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総正会員の半数以上で総正会員の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、 社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員 総会の決議を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける 財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - ①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
 - ②自己又は第三者のためにする当法人との取引。
 - ③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。
 - 2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての 重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

- 第33条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、 役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原 因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特 に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除し て得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。
 - 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項に定める 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額 は、金1万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限 度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第34条 当法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - ①社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - ②規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - ③前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④ 理事の職務の執行の監督
 - ⑤会長、副会長、理事長、副理事長の選定及び解職
 - 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任すること

はできない。

- ①重要な財産の処分及び譲り受け。
- ②多額の借財。
- ③重要な使用人の選任及び解任。
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
- ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
- ⑥第33条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結。

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 通常理事会は、毎年計3回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①会長が必要と認めたとき。
 - ②会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集の請求があったとき。
 - ③監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - ④本項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第37条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は会長が招集する。
 - 2 会長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内 に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対 して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は 招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらか じめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催 することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限

りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、 議長及び出席した理事並びに監事はこれに署名又は電子署名若しくは記名押印 しなければならない。

6章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、基金の拠出を会員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集

第45条 基金の募集、割当及び払込み等の手続に関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとす

(基金拠出者の権利)

第46条 基金拠出者は、前条に規定する「基金取扱規程」に定める日まてその返還 を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金は、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第142条第2項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第48条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、この代替基金については取崩しを行わないものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第49条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - ①財産目録に記載された財産
 - ②会費
 - ③ 寄附金品
 - ④事業に伴う収入
 - ⑤資産から生ずる収入
 - ⑥その他の収入

(財産の管理)

第50条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第51条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は 毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第53条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで に会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、 会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得 又は支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、 第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号まで の書類については承認を受けなければならない。
 - ①事業報告書
 - ②事業報告の附属明細書
 - ③貸借対照表
 - ④損益計算書(正味財産増減計算書)
 - ⑤貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(長期借入金)

- 第55条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければならない。
 - 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第56条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計 慣行をしん酌しなければならない。

(剰余金の処分制限)

- 第57条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。
 - 2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第58条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の 議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第59条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の 議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との 合併、事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第60条 当法人は、一般法人法第148条の事由によって解散する。ただし、同条 第3号の事由の場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、 総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によるものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を 経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共 団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

- 第62条 当法人の事務を処理するために、当法人に事務局を置く。
 - 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を 経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第63条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。
 - ① 定款
 - ②会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - ③社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
 - ④社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
 - ⑤社員総会の議事録(電磁的記録によるものを含む。)
 - ⑥書面決議等の同意書
 - ⑦理事会の決議を省略した場合の同意書 (電磁的記録によるものを含む。)
 - ⑧理事会の議事録(電磁的記録によるものを含む。)
 - ⑨会計帳簿
 - ⑩計算書類又は附属明細書
 - ①監査報告書
 - 迎その他法令で定める書類及び帳簿

第10章 情報公開

(情報公開)

- 第64条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運 営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるも のとする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第65条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年2月末日までと する。

(設立時の役員)

第66条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 斉藤 一美 設立時理事 雨澤 哲弘 設立時理事 三品 勝幸 設立時理事 薄井 充良 佐藤 敏夫 設立時理事 設立時理事 五十嵐 修二 設立時理事 武田 勇治 大藤 務 設立時理事 設立時理事 齋藤 恵美子 設立時理事 武田 和久 鈴木 重之 設立時理事 甚野 道雄 設立時理事 設立時理事 向井 隆一 設立時理事 菅野 淳一 設立時理事 鈴木 栄喜 設立時理事 原 晃

設立時理事 お行 田久 二三男 設立時代表理事 斉藤 一美

設立時監事菊地 敏美設立時監事田中 博之設立時監事柴田 広道

(設立時社員の氏名及び住所)

第67条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

住 所

福島県南相馬市原町区上渋佐字原田189

氏 名

斉藤 一美

設立時社員

住 所

福島県喜多方市松山町大飯坂字切添2513-1

氏 名

五十嵐 修二

(法令の準拠)

第68条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、 一般社団法人福島県卓球協会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 年 月 日

設立時社員

設立時社員

1 一般社団法人福島県卓球協会 会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という。) 定款第6条 (入会)及び同7条(会費等の負担)について定める。

(会員の定義)

- 第2条 当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、理事会が指定する手続きに基づき 入会を申し込み、会長の承認を得た個人または団体であり、次の4種とする。
 - ① 正会員

本会の目的に賛同して入会した個人または団体とし、定款第5条(種類)に定める法律上の社員とする。会員資格の取得にあたっては、別に定める役員等選出規程の第4条(支部理事の選出)、第5条(理事会推薦理事の選出)、第6条(委員会推薦理事の選出)、第7条(連盟・協会推薦理事の選出)及び第8条(加盟団体推薦理事の選出)を準用する。

- ② 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。
- ③ 登録会員

当法人の目的に賛同して定款第6条第3項に定める登録申請を行った者とする。 (会員の入会手続き)

第3条 前条の会員はそれぞれに定められた入会申込書及び登録申請書を当法人に提出することで入会手続きとする。

(会員の退会)

第4条 会員は、いつでも退会することができるが、1ヶ月以上前に当法人に対して書面 にて予告するものとする。

(会費等の負担)

- 第5条 正会員は、社員として総会決議権を得るための社員会費の名目で年度初めに負担 することとし、金額は第6条に定める。
 - 2 賛助会員は当法人の事業を賛助することを目的に負担するものとし、寄附金等を以てこれに充てる。
 - 3 登録会員は、別に定める「登録規程」に基づき登録申請書を提出し登録料を納入 するものとする。

(会費の金額等)

- 第6条 正会員(社員)の会費の額は、一人1万円とする。
 - 2 会費は年会費制とし、当法人発行する請求書により一括で納入するものとする。
 - 3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わずこれを返還しないも のとする。

(個人情報の保護)

第7条 当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期するものとする。

(反社会的勢力への対応)

第8条 当法人は会員が暴力団,暴力団員,暴力団準構成員,暴力団関係者,総会屋その他反社会的勢力に属すると認められるときは,何らかの催告をすることなく,会員に対して会員資格の取消をすることができるものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、一般社団法人設立時の令和3年3月1日より施行する。

2 一般社団法人福島県卓球協会 登録規程

(総則)

第1条 一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という。)が主催する大会及び講習会等に参加する場合は、公益財団法人日本卓球協会(以下日本卓球協会という。)の登録規定を準用し、当法人に登録しなければならない。

(登録)

第2条 登録とは、日本卓球協会が平成30年度から導入した会員登録申請方法(オンラインシステム会員登録システム)により、当法人が定めた登録料を納入することをいう。

また,登録料を納入した者を当法人登録会員という。

(登録資格)

第3条 当法人への登録は、日本卓球協会が定める登録資格に準ずる。 福島県内に在住する者、もしくは福島県内に在勤、在学する者とする。

(登録会員)

- 第4条 登録会員とは、当法人に所属し、当法人制定の事業に参加する者で以下の二つの 区分とする。
 - (1) 選手登録
 - (2) 役員登録(ただし、役員登録のみでは選手活動はできない。)
 - 2 原則として同一人物の選手登録は一つのチームに限る。
 - 3 当法人に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準じる。

(登録会員の種別及び登録料等)

第5条 登録会員の種別及び登録料等は以下のとおりとする。

ただし、下記登録料の他に各支部や支部高体連・県高体連などの登録団体へ支払 う登録料が加算される。

また,同一人物が役員登録と選手登録もしくは複数の役員登録を重複して行う場合は,特例処置として日本卓球協会へ支払う登録料は1回分とする。

日本卓球協会登録システムに記載される登録料を支払うものとする。

種 別	略称	対象者	登録料
第1種	一般	年齢を制限しない一般及び次の2種から7種に	2,000円
		所属しない選手	
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する選手	2,000円
第3種	高体連	全国高体連卓球専門部に所属する選手	1,500円
第4種	中学生	中学生の選手	850円
第5種	小学生	小学生以下の選手	850円
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	2,000円

第7種 日本リーグ

- 第8種 役職者 ①当法人登録団体の役職者,顧問,部長,監督, 2,000円 コーチ,アドバイザー等
 - ②高体連卓球専門部に所属する卓球部へ役員登 1,500円 録を行う者

(複数の登録)

- 第6条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録し、チーム戦 出場のため勤務先以外の一つのチームに二重登録することができる。
 - 2 中学生及び小学生は、所属学校以外に本県内の一つのチームに二重登録すること ができる。
 - 3 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(登録地)

第7条 当法人に登録する者は、福島県内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある者 とする。

(登録料の納入)

- 第8条 登録料は、日本卓球協会(オンライン)登録システムに基づき当法人指定の金額 を納入するものとする。
 - 2 ゼッケン及び役職者章は、登録申請後の承認後に各チームに引き渡しするものとする。
 - 3 複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

(登録期間)

第9条 登録期間は、毎年3月20日から翌年1月31日までとする。

(登録手続)

- 第10条 登録手続きは、日本卓球協会会員登録システムの申請に基づき行うものとする。 (規程の改廃)
- 第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。
- 附則 本規程は、一般社団法人設立時の令和3年3月1日より施行する。

3 一般社団法人福島県卓球協会 役員等選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という。)定款第25 条(役員の設置等)及び第26条(選任等)について定める。

第2章 役員の定義

(理事の定義)

- 第2条 理事は、理事会を構成し定款に定められた事項を達成するため職務を行うものと する。
 - 2 理事のうち1名を会長,理事のうち1名を理事長,複数名を副会長及び副理事長 の役職名とする。

(監事の定義)

第3条 監事は、定款に定めるところにより職務を行う。

第3章 選出方法

(支部理事の選出)

- 第4条 支部選出の理事は、福島県内6支部を代表する当法人の理事と位置づけられ、社 員総会の決議によって選出する。
 - 2 支部選出理事は、各支部によって選出し、その数は支部理事長を含む3,4名とし、1名は会長相当職、1名は理事長相当職、1,2名は支部選出とする。
 - 3 支部選出理事は、会長及び副会長候補者、理事長及び副理事長候補者として理事 会に提案され理事会の決議によって選任する。

(理事会推薦理事の選出)

- 第5条 理事会推薦理事は、理事会が推薦する理事と位置づけられ社員総会の決議によって選出する。
 - 2 理事会推薦理事は、委員会や連盟を代表するものとする。
 - 3 理事会推薦理事は、会等及び服愛鳥候補者、理事長及び副理事長候補者として理 事会にて案され理事会の決議によって選任する。

(委員会推薦理事の選出)

- 第6条 委員会推薦理事は、次の委員会を代表する理事と位置づけられ社員総会の決議に よって選出する。
 - 2 強化普及委員会委員長を委員会推薦理事とし、同時に副理事長とする。
 - 3 審判委員会委員長を委員会推薦理事とする。

4 マーケティング委員会委員長を委員会推薦理事とする。

(連盟・協会推薦理事の選出)

- 第7条 連盟推薦理事は、次の団体を代表する理事として位置づけられ社員総会の決議に よって選出する。
 - 2 レディース卓球連盟から代表者一名を連盟推薦理事とする。
 - 3 ラージボール卓球協会から代表者一名を連盟推薦理事とする。
 - 4 教職員卓球連盟から代表者一名を連盟推薦理事とする。

(加盟団体推薦理事の選出)

- 第8条 加盟団体推薦理事は、次の団体を代表する理事として位置づけられ社員総会の決議によって選出する。
 - 2 福島県高体連卓球専門部委員長を加盟団体推薦理事とし同時に副理事長とする。
 - 3 福島県中体連卓球専門部委員長を加盟団体推薦理事とする。
 - 4 東北学生卓球連盟の福島県内の代表するものから代表者一名を加盟団体推薦理事とする。

(監事の選出)

第9条 監事の選出は、社員総会の決議によって選出する。

第4章 定年制

(定年制)

- 第10条 役員(理事,監事)に定年制を適用する。
 - 2 会長及び理事長の定年は改選年度の4月1日現在において満75歳未満とする。
 - 3 会長及び理事長以外の理事、監事の定年については改選年度の4月1日現在において満80歳未満とする。
 - 4 会長及び理事長は10年を最長の任期とする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、一般社団法人設立時の令和3年3月1日より施行する。 本規約は、令和3年11月27日に一部改訂する。

4 一般社団法人福島県卓球協会 事務局規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という。)定款第62 条(事務局)の規程に基づき当法人の事務処理の基準を定め、事務局における事 務の適正な運用をはかることを目的とする。

(事務局の構成)

- 第2条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長、会計及び所要の事務局員・会計員を置くことができる。
 - 3 職員の任免は会長が行い、理事会に報告する。ただし、事務局長の任免は理事会 の決議により行う。
 - 4 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
 - 5 事務局員の職務は、事務局長が指示する。
 - 6 会計員の職務は、会計が指示する。

(事務分掌)

- 第3条 事務局は次の業務を処理する。
 - (1) 定款及び諸規程に関すること。
 - (2) 社員総会,理事会,その他諸会議に関すること。
 - (3) 会員に関すること。
 - (4) 予算・決算・経理・契約に関すること。
 - (5) 財産及び会計に関すること。
 - (6) その他事業等に関する事項。

(文書による処理)

第4条 事務処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決済)

第5条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し事務局長を経て、理事長の決済 を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決済)

第6条 緊急を要する事務で重要でないものは事務局長の判断で処理することができる。 ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく代表理事の承認を得なければ ならない。

(発送文書)

第7条 当法人から発送する全ての文書は控えを保存する。

(職員の勤務)

第8条 職員の就業は、原則として1週につき、2日間とする。ただし、業務の必要上や むを得ない場合は、変更することがある。 (職員の給与等)

- 第9条 職員の給与は年間手当とし、別に定める金額とする。
 - 2 職員が各種大会運営及び会議に従事するときは、旅費規程及び日当・旅費・食事代の支給に関する旅費規程を準用する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、一般社団法人設立時の令和3年3月1日より施行する。

5 一般社団法人福島県卓球協会 倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という。)の組織運営 及び事業遂行に関わる全ての関係者の倫理に関する事項を定めることにより、当 法人の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、以て当法人に 対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本規程の適用範囲は、社員、役員及び職員(以下「役職員等」という。)並びに 当法人の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の当法人関係者(以下 「関係者等」という。)であり、それぞれ次の各号のとおりとする。
 - (1) 社員とは、定款第5条に定める正会員をいう。
 - (2) 役員とは、定款第25条に定める理事及び監事をいう。
 - (3) 職員とは、定款第62条に定める事務局職員をいう。
 - (4) 当法人の諸制度に基づき登録等行っている者とは、当法人に登録する審判員、 指導者及び選手をいう。
 - (5) その他の当法人関係者とは、当法人の運営に関わる者をいう。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 当法人の役職員等及び関係者等は、当法人の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を誠実に履行しなければならない。また、常に公平且つ誠実に事業運営にあたり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(信頼の確保と責任)

- 第4条 当法人の役職員等及び関係者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、当法人の信頼を確保するような責任ある行動をとらなければならない。 (人権の尊重)
- 第5条 当法人の役職員等及び関係者等は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハ ラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別及び差別を行ってはならない。

(私的利益の禁止)

- 第6条 当法人の役職員等及び関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。 (利益相反の防止及び開示)
- 第7条 当法人の役職員等及び関係者等は、その職務の執行に際し、当法人と利益相反が

生じる可能性がある場合は, 直ちにその事実を開示し, 理事会の承認を得なければならない。

(個人情報の保護)

第8条 当法人の役職員等及び関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならず、業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(適正な経理処理)

第9条 当法人の役職員等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、定款第 56条に従い適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはな らない。

(情報開示及び説明責任)

第 10 条 当法人の役職員等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、そ の活動状況、運営内容、財務資料等を開示に努めなければならない。

(薬物の使用禁止)

第 11 条 当法人の役職員等及び関係者等は、ドーピングや違法薬物の使用等の行為を行ってはならない。

(反社会的行為の禁止)

第 12 条 当法人の役職員等及び関係者等は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

(本規程の具体的内容)

第13条 本規程の具体的内容については、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理 に関するガイドライン」(参考資料参照)に基づくものとする。

(法令等の遵守)

第14条 当法人の役職員等及び関係者等は、関係法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(研鑽)

第15条 当法人の役職員等及び関係者等は、絶えず自己研鑽に努めなければならない。 (その他)

第16条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。 (規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、一般社団法人設立時の令和3年3月1日より施行する。

6 一般社団法人福島県卓球協会 処分規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という。)倫理規程に 掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、規程違反に対する処分を定め ることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、倫理規程第2条に規定する社員、役員及び職員(以下「役職員等」という。)並びに当法人の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の当法人関係者(以下「関係者等」という。)とする。

(違反行為)

- 第3条 本規程の定める違反行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - (1) 広く公益実現に寄与すべき当法人の目的に従わず、または公序良俗等の社会 規範から逸脱し、当法人の社会的信用を損なう行為。
 - (2) 関係法令または当法人の定める定款,倫理規程及びその他の規程に違反する行為。
 - (3) 補助金, 助成金等の不正受給, 脱税その他経理処理に関する不正な行為。
 - (4) 職務上の地位を利用して不正に利益を得たり、または供与したりする行為。
 - (5) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の人権を損なう行為。
 - 2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定 める規程による。

(処分)

- 第4条 当法人は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に 応じて、次の処分をすることができる。
 - (1) 社員,役員に対する処分

指 導:口頭または書面による注意で是正を求める

勧告:口頭または書面による注意で是正とその報告を求める

解 任:書面での通知をもってその役職を解く

(2) 職員に対する処分

就業規則に定める懲戒処分とする

(3) 登録を行っている者に対する処分

指 導:口頭または書面による注意で是正を求める

勧告:口頭または書面による注意で是正とその報告を求める

資格停止:書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止,ま

たは有限期間停止する

資格剥奪:書面での通知をもってその登録を抹消する

その他:競技会への出場禁止,始末書の提出他

(4) その他の当法人関係者に対する処分

指 導:口頭または書面による注意で是正を求める

勧 告:口頭または書面による注意で是正とその報告を求める

- 2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、日本アンチ・ドーピング規程による。
- 3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規程による。

(手続)

- 第5条 処分の対象となる事案が判明した場合,理事会はないようについて審議し,決議 を経て処分を決定する。
 - 2 前条(1)社員、役員に対する処分のうち、解任においては定款第10条及び第 30条の定めに従う。
 - 3 当該処分の対象となる者にはあらかじめ通知するとともに、理事会(前項場合は 及び社員総会)において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立)

第6条 当法人の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 の定める規則に基づき仲裁を申し立てることができる。

(規程の改廃)

第7条 規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、一般社団法人設立時の令和3年3月1日より施行する。

7 一般社団法人福島県卓球協会 基金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という)の基金取扱規程に関し正しく運用されることを目的とする。

(基金の募集)

- 第2条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。
 - 2 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。
 - (1) 募集に係る基金の総額
 - (2) 基金の拠出に係る金銭の払込みの取り扱い場所、振込みの期日又はその期間
 - 3 当法人は基金の拠出者との合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠 出した財産の価額に相当する金銭を返還しなければならない。但し、毎事業年度 末における返還限度額の範囲内で行うものとし、その拠出額を超えて返還しない。
 - 4 基金の返還に係る債権には利息は付さない。
 - 5 基金の拠出者は、定款第60条による解散のときまでその返還を請求することができない。

(基金の割当て)

- 第3条 本法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、その者に割り当てる 基金の額を定めることができる。
 - 2 本法人は、第2条第2項第2号の振り込みの期日又は期間の初日の前日までに、 その申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。

(報告)

第4条 予算に基づき支出された基金の使用実績および基金の財務状況については、収支 決算に基づいて、社員総会へ報告し、社員総会の承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、令和5年3月19日より施行する。

8 一般社団法人福島県卓球協会 専門委員会規程

- 第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という) に総務(事務局)・競技・強化普及・審判・表彰・マーケティングの各専門委員会を設ける。
- 第2条 委員会は、委員長、委員若干名で構成する。
- 第3条 各委員会の委員は理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第4条 委員の任期は、2ヶ年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選任された場合は、その前任者の残任期間とする。
- 第5条 委員長は各委員会を代表し、その職務遂行の責任を負うものとする。
- 第6条 各委員会は、委員長が招集する。
 - 2 委員長は、各委員会における決議事項を適宜理事長に報告しなければならない。
- 第7条 理事長は、必要に応じて合同専門委員会を招集することができる。
- 第8条 各専門委員会は、第9条から第14条までの事項を処理する。
- 第9条 総務委員会(事務局)は、次の各項に関する事項を処理する。
 - (1) 理事会ならびに諸会議の準備とその議事録の整備保存
 - (2) 当法人の組織運営に関すること
 - (3) 関係諸団体との連絡調整
 - (4) 各専門委員会の総括と連絡調整
 - (5) 庶務・渉外にかんすること
 - (6) 予算・決算等経理に関すること
 - (7) 機関紙の刊行と広報活動
 - (8) 資産の管理と保全
 - (9) 競技記録・ランキング記録の管理保全
 - (10) その他、各委員会の業務に属さない事項
- 第10条 競技委員会は、次の各項に関する事項を処理する。
 - (1) 各種競技会の企画・運営に関すること
 - (2) 競技規則・大会運営規程・組合せ規約・ランキング規程の整備
 - (3) 県代表選手及び監督の選考方法
 - (4) その他、競技に関する事項
- 第 11 条 強化普及委員会は,次の各項に関する事項を処理する。
 - (1) 競技力向上と普及振興計画に関すること
 - (2) 講習会・強化練習会・指導者研修会等の企画
 - (3) 指導者の派遣と資質向上に関すること
 - (4) 指導者の資格取得に関すること
 - (5) 県代表選手・監督の選考に関すること

- (6) その他、普及指導と選手強化に関する事項
- (7) 県大会の組合せに関すること(中体連・高体連主催を除く)
- 第12条 審判委員会は、次の各項に関する事項を処理する。
 - (1) 公認審判講習会の企画
 - (2) 各種大会の審判割り当て及び審判員の派遣
 - (3) 公認レフェリー講習会への推薦
 - (4) 公認審判員の資格更新と名簿の整備
 - (5) ルール改正に伴う趣旨の周知徹底と「審判員の手引き」の刊行
 - (6) その他、審判員の養成と資質向上に関する事項
- 第13条 表彰委員会は次の各項に関する事項を処理する。
 - (1) 表彰者の選考ならびに表彰関係資料の保管
 - (2) 上部団体への表彰候補者の推薦
 - (3) 表彰規程の改廃と整備に関すること
 - (4) その他、表彰及び弔慰金に関する事項
- 第14条 マーケティング委員会は次の各項に関する事項を処理する。
 - (1) 当法人の宣伝と広告,基金等の収集活動
- 第15条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、令和5年3月19日より施行する。

9 一般社団法人福島県卓球協会 表彰規程

(趣旨)

第1条 本規程は、福島県の卓球振興に貢献し、その功績が顕著である個人または暖帯に対して、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という)が行う表彰に関する必用な事項を定める。

(表彰)

- 第2条 表彰は、次の各項に該当する個人または団体に対して行う。
 - (1) 功労賞
 - ① 当法人の運営ならびに事業遂行に10年以上貢献し、卓球の振興に功績のあった者
 - ② 当法人の役員(支部役員も含む)
 - (2) 優秀選手賞
 - ① 全国大会で個人競技はベスト16以内、団体ではベスト8以内に入賞した者
 - ② 東北大会でベスト4以内に入賞したチームまたは個人
 - ③ 県大会で同一種目3年連続優勝したチームまたは、個人、年間に3種目以上 優勝したチームまたは個人
 - ④ 県大会に10年以上にわたり参加し、その成績が優秀な者
 - (3) 優秀指導者賞 前項の①,②,③に該当する選手の育成に直接功労のあった者
 - (4) 以上の表彰基準にかかわらず、当法人の発展に特に功労のあった者

(表彰者の決定)

- 第3条 表彰者は、表彰委員会において決定する。
 - 2 表彰委員会は会長,副会長,理事長,副理事長,事務局長,および支部理事長, 審判委員長,強化普及委員長をもって組織する。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は表彰委員会において決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰の方法は、表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、令和5年3月19日より施行する。

10 一般社団法人福島県卓球協会 弔慰金規程

- 一般社団法人福島県卓球協会に関する弔慰金は次の基準により行うことを原則とする。。
- 1 顧問,役員,理事,支部長の場合 花輪1基または相当品と香典1万円 および弔電
- 2 顧問,役員,支部長の配偶者および血族の一親等の場合 花輪1基または相当品と香典5千円 および弔電
- 3 同1,2に該当しない場合で、特に必要があると判断される場合には、会長の承認を 受けて行うことができる。

(規程の改廃)

4 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和5年3月19日より施行する。

11 一般社団法人福島県卓球協会 旅費規程

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人福島県卓球協会(以下「当法人」という)が旅費・日当 を支給する際の必用な事項を定める。

(対象事業)

第2条 対象事業は下記の通りとする。

(1) 会議

- ① 当法人が主催する理事会 当法人の支給対象は理事,母体のない出席者,監事とする。
- ② 当法人が主催する会議で会長が認めたもの
- ③ 東北卓球連盟が主催する理事長会
- ④ 東北卓球連盟が主催する事務局長会
- ⑤ 東北卓球連盟が主催する理事会
- ⑥ 東北卓球連盟が主催する総会
- ⑦ (公財) 福島県体育協会が主催する会議
- ⑧ その他 理事長が認め、会長が承認する会議 ただし、当法人以外の主催者が支給する場合は対象外とするが、支給金額が 本規程より下回る場合はその差額を保証し、支給するものとする。

(2) 大会

- ① 国民体育大会
- ② 東北総合体育大会
- ③ 福島県レディース卓球大会
- ④ 福島県ホープス卓球大会
- ⑤ 福島県実業団卓球大会・福島県クラブ卓球選手権大会
- ⑥ 福島県小中学生学年別卓球大会
- ⑦ 福島県マスターズ卓球大会・福島県社会人卓球大会
- ⑧ 福島県総合体育大会卓球競技
- ⑨ 福島県ラージボール卓球大会
- ⑩ 福島県卓球選手権大会(ジュニアの部,一般の部)
- ① 福島県卓球選手権大会(カデットの部)
- ⑫ 福島県中学生新人卓球大会
- ③ 福島県スポーツ少年団卓球交流会
- ⑭ 東京卓球選手権福島県予選会 (カデットの部, ジュニアの部, 一般の部)

- (5) 全国ホープス選抜卓球大会福島県予選会
- ⑩ その他,一般社団法人福島県卓球協会が主催する大会で理事長が認め,会長 が承認する大会
- (3) その他
 - ① 対象事業大会の組合せ会議
 - ② その他, 理事長が認め, 会長が承認する事業等

(対象者)

- 第3条 対象事業運営に当たる次の協会役員(以下当法人役員)には、旅費・日当が支給 される。
 - (1) 支給対象者は次のとおりとする
 - ① 開会式において会長名であいさつした当法人役員(代行可)
 - ② 大会を総括する当法人理事長
 - ③ 大会審判長
 - ④ 全国大会等の申込を担当した当法人事務局、または依頼された代理人
 - ⑤ 参加費徴収や役員・日当の支給業務を行った当法人会計,または依頼された 代理人
 - ⑥ 対象事業大会の組合せ会議に出席した当法人事務局, または依頼された代理 人
 - ⑦ 対象事業大会の組合せ会議に出席した強化普及委員会の代表者

(支給額)

第4条 旅費・日当は次のとおり支給される。

- (1) 旅費
 - ① 自家用車を利用した場合
 - 一般社団法人福島県卓球協会旅費規程算出表に基づき、出発地から到着地の金額を支給する。算出表に記載のない、または計算できない場合、道路の最短距離×25円で算出する。ただし、自宅から目的地までが20km以内の場合は支給しない。

平日等やむを得ない理由で高速道路を利用時,規程の旅費支給額では不足する場合,その差額分を請求することができる。

② 公共交通機関を利用した場合

公共交通手段を利用したときは必要に応じ、通常特別特急料金(必要に応じ 指定席も含む)まで請求することができる。可能な限り領収書を添付する事。

(2) 日当

日当は1日当たり 4,000円を支給する。

半日以内の場合は 2,000円を支給する。

(3) 宿泊費

県総合体育大会、県卓球選手権大会(ジュニアの部、一般の部)の対象事業 に従事し、必要とみなされた当法人役員(会長、副会長、理事長、副理事長、 事務局、会計、審判長、理事)に支給される。

ただし、中学生、高校生の大会引率などで旅費が所属団体より支給される場合は除く。

宿泊費の上限は、12,000円とし、県事務局が一括支払いの場合は、宿泊 費実費を宿泊施設に納入する。

(算出方法)

第5条 旅費・日当の算出は一般社団法人福島県卓球協会旅費日当精算書にて請求し、受領したものが受領確認を行う。

(その他)

第6条 支給される者は役職が重複,または支給団体が重複した場合,重複した請求または受領を認めない。ただし,支給金額が本規程より下回る場合はその差額を保証し,支給するものとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、令和5年3月19日より施行する。